

# 次世代育成支援に関する特定事業主行動計画

令和2年3月策定

令和5年2月改定

三芳水道企業団

「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）では、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る」ために、国、地方公共団体、事業主が担う責務を明らかにしている。

法の施行により、国や地方公共団体（特定事業主）は、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施内容及び実施時期を定めた「特定事業主行動計画」を策定・公表することとされ、三芳水道企業団では、令和 2 年 3 月に『次世代育成支援に関する特定事業主行動計画』を策定し、その計画期間は令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間とされ計画期間が終了する。

このことから、本計画について改定を行なうこととする。

#### ◆計画期間

計画期間は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間とする。

#### ◆推進体制

次世代育成支援についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者を配置する。

#### ◆取組内容

##### （１）妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、深夜勤務や時間外勤務の制限、健康診査及び保健指導を受けるための特別休暇などの制度を周知する。

##### （２）男性の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員に対し、子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これらの休暇の取得を促進する。

○男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇等の取得状況（令和 3 年度）

	配偶者出産	育児参加	育児休業
職員	—	—	0.0%

### (3) 育児休業を取得しやすい環境の整備

育児休業等の制度の趣旨及び内容や育児休業中の育児休業手当金など経済的支援措置並びに男性も育児休業，育児短時間勤務または育児時間を取得できることについての周知を行う。

### (4) 超過勤務の縮減

小学校の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知，一部の職員や特定の班に超過勤務の偏りが見られる場合には班内・班同士でカバーし合うなどして，超過勤務時間を最小限にとどめる。

また，職員の勤務状況を的確に把握して，サービス残業をなくす。

○超過勤務の状況（令和3年度）

（単位：時間）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
事務局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の職員	7	2	2	2	5	4	6	8	4	3	4	6	53
非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※他の職員欄の数値は平均超過勤務時間である。

**目標：計画期間中，職員の超過勤務の平均時間数を月10時間以下にする。**

### (5) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため，職員の休暇に対する意識改革を図るとともに，休暇の取得を容易にするため，次に掲げる措置を実施する。

- ・上司や同僚への年次休暇取得の早期周知を図るなど，年次休暇を取りやすい雰囲気醸成する。
- ・総務担当次長及び施設担当次長は，各々が所掌する班に属する職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し，取得率が低い職員に対して，年次休暇取得予定日の報告をさせる等の必要な取組を行う。
- ・夏季などにおける連続休暇の取得や，家族の記念日や子どもの学校行事等，家族の触れ合いのための年次休暇の取得の推進を図る。
- ・子どもの看護のための特別休暇について，職員に周知を図るとともに，当該特別休暇の取得を希望する職員が円滑に取得できる環境を整備する。

○年次休暇の取得状況

年（暦年）	R元	R2	R3
職員	7.5日	7日	7日

**目標**：計画期間中、職員の年次休暇の平均取得日数を10日以上にする。

（6）子どもを交通事故から守る活動の実施

子どもを交通事故から守るため、業務に関して自動車を運転する者に対して、交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

（7）職員と子どもが触れ合う機会の充実

職員と子どもの触れ合う機会を充実させ、子どもの豊かな心を育むため、レクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみではなく、家族全員が参加できるように配慮する。

◆各取組を実施する上での基本的な視点

- ・子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図るという観点から、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要である。
- ・次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業団全体での理解のもとに取組を進める必要がある。
- ・次世代育成支援対策は、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要であり、特定事業主（企業団）においては、率先して積極的な取組を推進することが必要である。